

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

(嫌がらせ・意地悪・無視・差別等、直接いじめに繋がり易い指導と対策)

【今年度の重点事項】

- 1 生徒同士の関わりを大切に、互いの尊厳を尊重し、認め合い、共に成長していく学校づくりを進める。また、日頃から生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒の思いを受容的・共感的に受け止める姿勢を大切にする。
- 2 日々の授業を大切に、学校行事・部活動においても、生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育むことができるよう努める。
- 3 教師と生徒との人間関係や、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

1 趣旨

本校生活指導部の指導指針となっている「消火より防火」の考えから、「嫌がらせ・意地悪・無視・差別」をさせない指導を主とし、もしも、それらが発見または報告されたときには初期対応を迅速に行う。指導は、主体的、積極的、組織的、継続的に取り組む。また、いじめの重大性を認知し、人の尊厳を守る指導を行う。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「学校いじめ対策委員会」を組織する。構成メンバーは、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、生活指導・保健給食部担当者とし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつものとする。

3 いじめの防止等の対策を推進する6つのポイント

- (1) 軽微ないじめも見逃さない。
- (2) 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む。
- (3) 相談しやすい環境の中で、いじめから生徒を守り通す。
- (4) 生徒たち自身が、いじめについて考え、行動できるようにする。
- (5) 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る。
- (6) 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの「未然防止」の取組

- ①生徒同士の関わりを大切に、互いの尊厳を尊重し、認め合い、共に成長していく学校づくりを進める。また、日頃から生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒の思いを受容的・共感的に受け止める姿勢を大切にする。
- ②日々の授業を大切に、学校行事・部活動においても、生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育むことができるよう努める。
- ③全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、奉仕の精神や規範意識、命の大切さ、相手を思いやる心などの人権意識や規範意識を身に付けさせる指導を行う。

(2) いじめの「早期発見」の取組

- ①「ふれあい月間」だけでなく、いじめアンケートを実施（年3回）し、また、自分ログを活用して生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ②教師と生徒との人間関係や、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。また、スクールカウンセラーによる全員面接を実施するとともに、スクールカウンセラーへの相談申し込みの方法について、生徒に周知・徹底する。
- ③いじめ電話相談等、外部の相談機関を紹介したリーフレット等を配布し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ④ふざけ合いの延長に見える身体接触についても、慎重に確認し、いじめに関する認知の精度を高める。
- ⑤自分が担当する学級・学年等にかかわらず、生徒の様子で気になることがあれば、どのような事例でも「学校いじめ対策委員会」に報告する。

(3) いじめの「早期対応」の取組

- ①いじめの発見・通報を受けたら、生徒にも「見た・聞いた・関わった」の確認をする。
- ②「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応し、被害者を守り通すという姿勢で対応する。
- ③教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやS S W等の専門家との連携を図り取り組む。
- ④いじめを起こした集団への働き掛けを行い、「いじめを見過ごさない・生み出さない集団づくり」を行う。
- ⑤重大事態につながらないように、被害及び加害生徒の保護者の理解に基づく対応をする。

5 重大事態への対応

- (1) 速やかに管理職・教育委員会に報告をする。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は「学校いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じた適切な専門家を加えるなどして対応する。また、教育委員会と緊密に連携しながら調査を進める。
- (3) 被害生徒・保護者等に事実関係等その他の必要情報を適切に提供する。
- (4) 指導の手順に則り、組織をあげて適切に指導できるよう対処する。

- ※具体的対応
- 被害生徒の保護：スクールカウンセラーによるケア、S S Wによる家庭訪問
 - 加害生徒への指導：警察への相談、出席停止
 - 医療機関等との連携
 - 緊急保護者会の開催

6 指導の手順

(1) 事実の確認

- ①いじめを受けた生徒
- ②いじめを受けた生徒の状況を確認できる生徒
- ③いじめを行った生徒
- ④必要に応じて周囲の生徒

(2) 生徒指導

- ①いじめを行った生徒の指導方法を学年主任、生活指導主任を中心に関連する学年教員間で確認する。
- ②複数対応を基本としながら、適宜、個別指導、集団指導を行う。
- ③必要に応じて、学年指導（学年教員といじめを行った生徒）を行う。
- ④いじめを行った生徒に、自己を振り返る作文の作成を通して、自身の言動を見つめ直させる。
- ⑤謝罪をさせる。

(3) 保護者連絡

- ①事実の確認が取れ次第、管理職に報告するとともに、いじめの被害を受けた生徒の保護者へ一報を入れる。
- ②教員からの指導が済んだところで、加害生徒の保護者へ連絡する。
- ③生徒間の謝罪が済んだところで、両保護者へ連絡する。

(4) 保護者面談

- ①管理職と相談の上、保護者面談の形態や内容を相談する。
- ②状況に応じて、四者面談（生徒本人、保護者、学級担任、学年主任）を行う。
- ③重篤な場合には、いじめを行った生徒に対して五者面談（生徒本人、保護者、学級担任、学年主任、生活指導主任）を行う。
- ④いじめを行った生徒が複数いる場合は、状況に応じて五者面談を個別にするか、集団にするかを検討する。

(5) 管理職説諭

必要に応じ、管理職から説諭を行う。

(6) 事後指導

- ①個別の指導を行い、反省の状況を判断する。
- ②反省が十分に確認できたら、通常の活動に戻す。
- ③指導したことでの報復措置や別のいじめに発展していないか、最低一年間は経過観察をする。

7 いじめを受けている（被害）生徒に対して

○被害生徒の内面・外面的な状態を的確に把握し、その状態に沿って適切な支援、指導を行う。

- (1) 被害生徒の現在の様子、心境を把握する。
- (2) 被害生徒に、今回以外の悩み・困りごとを聞きとる。
- (3) 被害生徒からの事実確認を行う。
 - ①学年組織を基本に、役割を分担し対応する。
 - ②聞きとりについては一つ一つ細かく詳細に状況を聞きとる。
 - ③聞きとりの体制は、複数教員での対応を原則とし、状況に応じて適宜対応する。
- (4) 教員が得た情報を持ち寄り、「新たな事実」「相違点の確認」等を行い、情報共有する。
- (5) 再度の聞きとりが必要な場合。
 - ①学年にとどまらず、学校全体で組織的に分担する。
 - ②聞きとりの体制は、複数人対応を原則とする。

8 いじめを受けている（被害）生徒の周辺の生徒に対して

- (1) 関係生徒全員からの事実確認を行う。
 - ①学年組織を基本に、役割を分担し対応する。
 - ②聞きとりの体制は、原則、複数人対応を原則とする。
 - ③聞きとりの際は、一つ一つ細かく詳細に状況を聞きとる。

9 いじめを行っている（加害）生徒に対して

- (1) 関係生徒全員からの事実確認を行う。
 - ①学年組織を基本に、役割を分担し対応する。
 - ②聞きとりの体制は、原則、複数人対応とし、状況に応じて適宜対応する。
 - ③聞きとりの際は、「いじめの加害者」という先入観や偏見に捉われず、一つ一つ細かく詳細に状況を聞きとる。
- (2) 加害生徒の現在の様子、心境を把握しながら、事情の聞きとりを行う。

10 生徒指導

(1) 指導

- ①教員による個別の指導を行う。（加害生徒に共通して指導すること）
 - ・なぜ、やってしまったか。
動機や理由を確認する。今までの生活態度を振り返えさせ、生徒の状況を踏まえて指導する。
 - ・何が悪かったか。
被害生徒の状態を正確に伝え、心身に傷つけてしまったことを反省させる。
いじめ問題で自分が謝罪すべき内容を、事実から理解させる。
 - ・今後どのような生活を送るか。
真摯な反省を行わせ、今までの行動を改めさせる。
- ②「いじめは絶対に許させる行為ではない」ことを指導する。
 - ・嫌がらせ・意地悪・無視が、差別や人権問題さらには犯罪行為につながることを理解させる。遊び半分、ふざけ半分といった誤った意識がいじめに繋がる危険性について説諭し、納得させる。
- ③必要に応じて教員集団での指導を行う。

(2) 反省

(加害生徒に反省させ、自省の状況やその深まりを把握する。)

いじめの問題の理解が進まない生徒や反省があまり見られない生徒に対しては、再度、反省文を提出させ、保護者からも一筆いただくなど、家庭との協力も試みて、指導をより深める。

(3) 謝罪

①何でやってしまったか。(今までの生活態度を踏まえさせながら)

②何が悪かったか。(加害生徒が、謝罪しなくてはいけないことを中心に)

③今後どう生活するか。(謝罪させ、今後の生活態度を見直させ、二度と同じ行動を繰り返さないように)

(4) 補足

①きちんと謝罪をし、再発がないことを宣言させることにより、被害生徒の安心感を確保する。

②ここで、再発を防止することが、次の件の未然防止になることを意識し、しっかりと決着をつける。

1 1 報告

(1) 管理職への報告

(2) 保護者への報告 (被害生徒の保護者及び加害生徒の保護者)

①事実の報告

②生徒指導の報告

具体的に詳しく、個々の関係生徒の状況や、クラス状況や今後の指導の方針を含める。

③その他

状況に応じて、家庭訪問や謝罪の会などの打ち合わせ。

1 2 保護者来校時の対応

(1) 事実の報告、指導の結果の報告 (学級担任)

(2) 補足や追加の説明など (学年主任等)

(3) 質疑に対する対応 (学級担任が中心)

(4) まとめ (生活指導主任、副校長等)